

川崎市路上放置自動車処理要綱

第1 目的

路上放置自動車の適正迅速な処理を図りもって交通の安全と円滑を確保することを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 この要綱において「路上放置自動車」とは、道路上に放置された自動車（「道路交通法」第2条第1項第9号に定める自動車）をいう。
- 2 この要綱において「廃物自動車」とは、破損、老朽が著しく修理不可能で、かつ自動車としての機能を失っている路上放置自動車のうち、所有者が確認できないものという。

第3 路上放置自動車の調査及び警察協議

道路管理者は、道路上に放置された自動車を発見した場合（一般人から通報があった場合も含む）は、現地調査し所轄警察署に所有者の確認及び経済価値の判定について協議する。（別紙第1号様式）

第4 路上放置自動車の処理

- 1 道路管理者は所轄警察署より「廃物自動車」と判定する回答及び廃物自動車認定通知書を受けた場合には、別に定める「川崎市路上放置自動車処理要綱細則」に基づき所定の手続きに従い路上放置（廃物）自動車処理調書（別紙第2号様式）を作成する。
- 2 道路管理者は、所轄警察署の警察官との立会いのもとに「廃物自動車」に警告書（別紙第3号様式）を貼付し写真を撮影する。
- 3 猶予期限2週間を経過してもなお放置されている「廃物自動車」については、警察署に連絡するとともに所定の手続きにより業者に撤去方を依頼する。
- 4 道路管理者は所轄警察署の警察官及び業者の立会いのもとに路上放置（廃物）自動車引渡書（別紙第2号様式）により業者に処理させる。
- 5 道路管理者は路上放置（廃物）自動車処理調書（別紙第2号様式）を所轄警察署に送付するとともにこれを保管する。

第5 附則

この要綱は、昭和54年6月1日より施行する。

なお、この要綱施行に伴い、昭和45年5月1日より施行した要領は廃止する。